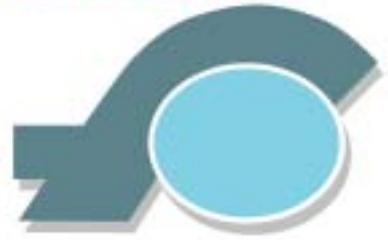


# 藤岡市・鬼石町 合併協議会だより

第5号



事務局 / 〒375-8601 藤岡市中栗須327番地

TEL:0274(22)1211(代)(内線2425) FAX:0274(24)3252

## 藤岡市・鬼石町合併協定調印式



### 合併協議終了の報告とお礼の言葉

時代が大きく変わりつつある中、多野藤岡地域の将来を見据え、かつ市町村合併特例法期限内の合併を目指すために、今年7月21日に「藤岡市・鬼石町合併協議会」は発足いたしました。その後、11月25日までに全6回の協議会を開催し、26の協議項目および22の事務事業についてすべて承認され、協議が終了しました。

これに基づき、藤岡市と鬼石町は平成18年1月1日をもって新藤岡市を誕生させるという合意ができましたので、その証として去る11月25日に私たちは両市町を代表して、合併協定書に調印いたしましたことをご報告いたします。

また協議会委員や幹事、その他関係者の皆様におかれましては、大変お忙しい中、精度の高い調整に努めていただきました。特に市民生活に影響する協議事項では、長い時間をかけて様々な角度から検討してくださいました。このようなご尽力に対し心より感謝申し上げます。

新市誕生に至るまでには、両市町での議会議決や県知事申請などの手続きが残されておりますので、全力で取り組んでいきます。また今後は、住民の皆様に対して、協議された内容等を説明するため、年明けに説明会を開催したいと考えております。

最後に、先人たちが残してくれた豊かな自然と文化を守りながら、人にやさしく、安全で安心なまちづくりをすすめるために、新たな決意を持って向かっていきますので、住民の皆様には、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

会長 藤岡市長 新井 利明  
副会長 鬼石町長 関口 茂樹

第5回協議会

協議会で承認された  
事項は次のとおりで  
す。

平成16年11月17日(水)藤岡市役  
所中庁舎3階大会議室において、第  
5回藤岡市・鬼石町合併協議会が  
開催されました。

協議項目  
5 議会議員の任期及び定数  
の取扱いについて

1 鬼石町の議会の議員は、市町村  
の合併の特例に関する法律第7条  
第1項第2号の規定を適用し、藤  
岡市の議会の議員の残任期間に限  
り、藤岡市の議会の議員として引き  
続き在任する。

在任特例適用期間中の議員の報酬  
額については、現行の藤岡市議会議  
員と鬼石町議会議員、それぞれの  
報酬額とする。

2 新市の議会議員の定数は、合併  
後、最初に行われる一般選挙から法  
定上限数の30人以内とし、同規模  
自治体を参考に定数を決める。  
ただし、合併後最初に行われる一般  
選挙時に定数特例の適用はしない。

協議項目  
15 一部事務組合の取扱い  
について

一部事務組合の取扱いについては、  
住民生活に支障が生じないように  
関係団体と協議し、合併時までに  
調整する。基本的には次のとおり  
取り扱うものとする。

鬼石町が加入している一部事務組  
合については、合併の日の前日をも  
つて脱退する。

多野郡町村会館管理組合につい  
ては、鬼石町は合併の日の前日をも  
つて脱退し、新市において合併の日  
に加入する。

協議項目  
25 消防団の取扱いについて

1 鬼石町消防団を合併時に藤岡  
市消防団に統合する。

2 鬼石町の分団構成については、  
合併時までに4分団(各分団員15  
名〜25名)に再編する。

ただし、合併後3年以内に各分  
団員数を藤岡市の例により統一する  
ものとする。団員報酬については、  
藤岡市消防団の報酬を基本とする。  
3 消防、防災関係施設及び機械  
器具等は、現行のとおり新市に引  
き継ぐ。施設整備計画については、  
合併時に策定する。

4 消防団の運営交付金については、  
合併時に策定する。  
5 消防団員の服制については、合  
併時に藤岡市の制度に統一する。

協議項目  
26-(14) 各種事務事業(交通関係)  
の取扱いについて

1 バス交通の路線及び運行形態は、  
現行のとおりとする。

2 交通安全教室、保育園、幼稚園、  
小学校、高齢者等)、各四季の交通  
安全運動(朝の広報活動、街頭指導  
等)、道路反射鏡の設置管理、交通  
安全施設の点検等については、藤岡  
市の制度に統一する。

協議項目  
26-(16) 各種事務事業(窓口業務関  
係)の取扱いについて

窓口業務については、住民サービ  
ス向上の観点から本庁、総合支所の  
業務内容に沿った、より充実したシ  
ステムの構築を図り、合併時に再編  
するものとする。

協議項目  
26-(14) 各種事務事業(その他の福祉  
事業関係)の取扱いについて

1 福祉医療の資格要件については、  
合併年度は現行のとおりとし、翌  
年度に再編する。  
2 生活保護関係の取扱いについ

ては、国の制度に基づき実施するも  
のとし、実施方法等については藤岡  
市の制度にならない施行する。

3 災害弔慰金及び災害援護資金  
貸付については、合併時に藤岡市の  
制度に統合する。  
また、罹災見舞金については、合併  
時に再編するものとする。

4 戦没者追悼式及び社会福祉大  
会については、従来からの経緯等に  
配慮しつつ、実施方法等を検討し、  
新市において再編する。

5 男女共同参画関係の取扱いに  
ついては、合併後に藤岡市の例にな  
らい統合し、男女共同参画社会の実  
現を図るため事業の推進に努める。

6 チャイルドシート貸出事業につ  
いては、合併時に藤岡市の制度に統  
合する。

協議項目  
26-(18) 各種事務事業(上下水道事  
業関係)の取扱いについて

1 水道事業関係の取扱いについ  
ては、次のとおりとする。

(1) 事業認可については、合併時に鬼  
石町水道事業を廃止し、藤岡市水  
道事業へ統合する。

(2) 上下水道事業計画については、合併  
時に藤岡市水道事業へ統合する。  
施設整備計画については、新市にお  
いて新たな整備計画を策定する。

(3) 水道料金(上水道、市町営簡易

水道・小水道)については、合併時に藤岡市の制度に統合する。

ただし、鬼石町区域における上水道料金は、平成21年3月までの間、緩和措置を講ずる。

(4) 水道加入金については、藤岡市の例により合併時に統合する。

(5) 検針、水質検査、料金徴収方法については、藤岡市の例により合併時に統合する。

(6) 浄水場の管理については、新市において策定する。

2 下水道事業関係については、現行のとおりとする。

協議項目 26-(19) 各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて

1 幼稚園、小学校及び中学校施設については、施設の老朽化が進んでいる状況から施設整備を図る。

2 学区区については、現行のとおりとする。

3 幼稚園については、藤岡市の制度に統一する。

4 英語指導助手事業については、藤岡市の制度に統一する。

5 中学校海外派遣事業については、藤岡市の制度に統一する。

6 給食調理場施設については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度より藤岡市の施設に統合する。ただし、給食の対象者については、

合併年度は現行のとおりとし、翌年度より藤岡市の例にならない施行する。

協議項目 26-(20) 各種事務事業(社会教育関係)の取扱いについて

1 図書館の施設及び管理運営方法については、現行のとおりとする。

2 公民館事業については、現行のとおりとする。

3 生涯学習講座や社会教育講座等については、合併時に整理し、再編する。

4 成人式については、藤岡市の例にならない会場で実施する。

5 各種スポーツ教室については、合併時に藤岡市の制度に統一する。

6 各種スポーツ大会については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に統一する。

7 学校開放については、平成21年度より新制度に統一する。

なお、鬼石町の校庭開放については、合併時に藤岡市の例により実施する。

8 文化財保護事業については、合併時に藤岡市の制度に統一する。

協議項目 26-(21) 各種事務事業(人権対策関係)の取扱いについて

1 人権対策関係(啓発事業・推進

委員会・集会所事業)については、藤岡市の制度に統一する。

2 各種相談業務については、事業内容の相違や未実施の相談事業もあるため、各相談事業の高度化・多様化を図れるように調整し、合併時に再編する。

協議項目 26-(22) 各種事務事業(その他事業関係)の取扱いについて

1 選挙関係事務については、基本的には藤岡市の制度に統一するものとするが、投票区等については次のとおりとする。

(1) 投票区については、現行のとおりとするが、必要に応じて新市において見直しを行う。

(2) 開票区は、1開票所とする。

(3) 期日前投票所については、総合支所に設置する方向で調整する。

2 指定金融機関及び収納代理金融機関については、合併時に藤岡市の例にならない施行する。

3 行政区拠点施設(公会堂・コミュニティセンター等)の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 施設建設費補助制度については、藤岡市の制度に統一する。

(2) 鬼石町で実施している施設維持管理費補助については、合併時に廃止する。

(3) 鬼石町のコミュニティセンター用

地の借地料負担については、地元負担とする。ただし、平成19年度までは現行のとおりとし、平成20年度は2分の1負担とする。平成21年度以降は公費負担を廃止する。

4 入札及び契約関係制度については、藤岡市の制度に統一する。

なお、鬼石町において入札参加資格登録してあったものについては、新市での登録等について必要な配慮を行うものとする。

5 小水道補助事業については、藤岡市の制度に統一する。ただし、給水人口30人以下の水質検査補助率を改定するものとする。

協議項目 27 新市建設計画

新市建設計画は、別添「藤岡市・鬼石町合併協議会新市建設計画」に定めるところによるものとする。

合併協定書について

合併協定書については、各協議項目において承認された調整方針に基づき作成するものとする。



平成16年11月25日(木)藤岡市役所東庁舎3階大会議室において、第6回藤岡市・鬼石町合併協議会が開催され、次の報告および協議事項は、承認されました。

●報告事項

合併協定書について

合併協定書について、別紙のとおり報告する。(別紙の内容については、全協議項目をまとめたものです。)

●協議事項

藤岡市・鬼石町合併協議会の解散について

藤岡市・鬼石町合併協議会は平成17年12月31日限り、解散する。

中学生の声

このコーナーは北中学校3年生の社会科学で「地方自治」について学習した際、市町村合併を取り上げ、藤岡市と鬼石町が合併したとき、どんなまちづくりを期待するかについて書いてくれましたので、その中から次の方の声を紹介します。

3年1組 中山大輔君

僕は先ず第一に藤岡と鬼石の人たちがお互いに認め合えるようなまちづくりをしてほしいと思います。どこの市町村でも、都道府県でもそうだと思いますが、自分の地域というものには誇りと愛着を持っているはずで、中にはそこに何十年と暮らしてきた人たちもいるのですから、町の名前が変わるだけでも大変なことだと思います。だから、いくら合併したとはいえ、ある程度は「もともと鬼石町民だった」という意識が何年かは残ってしまうでしょう。なので、その意識をできるだけ早く取り除けるようにしてほしいです。そこで、新しい市で何かイベントを開催してみたいか、がどうですか？特産品などを持ち寄って販売したり、名所案内等をすれば、市の収入にもなり、交流もできて二石一鳥だと思えます。是非、すばらしいまちづくりをして下さい。期待しています。

3年3組 倉津穂子さん

私は藤岡市と鬼石町が合併することをあまり知りませんでした。だから合併したら私たち中学生にも現状を教えてもらいたいです。そして、私たち中学生の意見を聞いてくれるようなまちになってほしいです。

それともっとまちが明るくなっても

らいたいです。地域の人たちと交流ができたり、外国人との交流の場を設けてほしいです。そうすればもっと明るいまちになるような気がします。そして藤岡市と鬼石町の伝統的な文化や地域などを大切にしてもらいたいです。歴史が消えるということは、それに携わった人たちの存在を忘れてしまうことだと思います。今までの文化を大切にしつつ、みんなで協力し合って新しい文化をつくっていきけるまちになってもらいたいと思います。

3年4組 大澤千菜美さん

藤岡市と鬼石町が合併し、前よりも大きな市になったとしても、住民へのサービスを低下させないで欲しいと思います。またゴミで汚く魚の住めないような川ではなく、きれいな川にしてそれを保てるような活動や、不審者から子供や女性を守る活動が行える、きれいで、住みよく、安全なまちづくりを期待します。

その他にも、まちの中から段差をなくすといった、障害者やお年寄りのためにバリアフリーの住みよいまちがよいと思います。また、図書館や体育館、市民ホールなど住民のための施設を充実させて欲しいです。藤岡市と鬼石町が合併してさらに住みよいまちになることを期待します。

合併協定調印式

平成16年11月25日(木)の第6回藤岡市・鬼石町合併協議会をもって、すべての協議項目が承認されたことを受けて、同日午後2時30分から藤岡市役所中庁舎3階大会議室において、来賓および関係者の見守るなか、藤岡市長と鬼石町長は合併協定調印を行いました。



出前講座の活用を

協議会では、合併協議の内容等について住民の皆様幅広く知っていただけるように出前講座を用意しております。ご希望の方は、10人程度のグループを作り、会場を用意していただき合併事務局までご連絡ください。